

川保育発第42号
令和2年4月17日

市内保育施設長 様

川越市保育課長

更なる登園自粛のご協力について（依頼）

このことについて、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言が4月16日に対象地域を全国に拡大し、埼玉県につきましては、特に重点的に感染拡大防止の取り組みを進めていく必要があるとして「特定警戒都道府県」に位置づけられました。

また、埼玉県知事からは、県内や全国において保育所での感染について報告されていることから、保育等の提供の更なる縮小について検討するよう依頼されているところでございます。

このような状況を踏まえ、現状では緊急事態宣言にかかる5月6日までの期間において、下記のとおり登園自粛等についてご協力をお願いいたします。また、お忙しいところ大変お手数ですが、貴施設利用保護者に対して別紙依頼書により周知くださるよう併せてお願いいたします。

記

1 登園の更なる自粛について

可能な限り自宅での保育をお願いします。

保護者全員が自宅外勤務等で在宅での保育ができない場合を除き、可能な限り自宅での保育をお願いします。

2 保育所等における感染拡大防止のための留意点

- ・登園前に、お子さん及びご家族の体温を計測し、発熱等が認められる場合には登園を控えてください。
- ・送迎の際は、マスクの着用をお願いします。布マスクや手作りマスクでもくしゃみ又は咳の飛沫を防ぐことができます。

3 周知方法

- ① 別紙依頼書を保護者あてに通知する。
- ② 別紙依頼書を拡大コピーして園内に掲示する。

川越市こども未来部保育課入所担当 TEL 049(224)5827 FAX 049(223)8786 E-mail hoiku@city.kawagoe.saitama.jp
--